

主な内容

- 2面 論説
3面 当面の問題シリーズ122
「固定資産税の検討」～償却資産税を中心として～定期大会来賓一覧
6面

渡邊会長再選 大第51回定期会開催

本連盟は、第51回定期大會を9月21日、京王プラザホテル(新宿区)で開催し、平成29年度の運動方針決定の件を始め、役員の任期満了に伴う改選の件等、全7件は、新会長挨拶の中で決した。当日再選された渡邊文雄議案を原案どおりの承認・可決した。

面参照)
活動方針、予算及び組織参照、大会の質疑応答

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3F
電話 03(3356)4479
URL <http://www.t-zeisei.jp/>
編集発行人 広報委員長 小林英理子



10月20日、東京税理士会との共催により、片山さつきが参議院議員の協力のもと、参議院議員会議堂において、「平成30年度税制改正の動向に関する勉強会」と題する特別委員会を開催した。冒頭の挨拶で、政府と党内外における中小企業関係の

は冒頭の挨拶で、政府と党内外における中小企業関係の

第48回衆議院総選挙における東京税政連推薦候補者の選挙結果

今年10月に行われた第48回衆議院議員選挙(10月10日公示、同10月22日投票)における本連盟推薦候補33名の選挙結果は次のとおり。(33名中、比例区での当選を含めて31名が当選を果たした)

◇推薦候補(都内小選挙区=33名)の選挙結果		
東京第1区	山田 美樹	(自民・前) <比例区当選>
東京第1区	海江田万里	(立憲・元) [当選]
東京第2区	辻 清人	(自民・前) [当選]
東京第3区	石原 宏高	(自民・前) [当選]
東京第3区	松原 仁	(希望・前) <比例区当選>
東京第4区	平 将明	(自民・前) [当選]
東京第5区	若宮 健嗣	(自民・前) [当選]
東京第6区	越智 隆雄	(自民・前) <比例区当選>
東京第7区	松本 文明	(自民・前) <比例区当選>
東京第8区	石原 伸晃	(自民・前) [当選]
東京第9区	菅原 一秀	(自民・前) [当選]
東京第10区	若狭 勝	(希望・前) [当選]
東京第11区	下村 博文	(自民・前) [当選]
東京第12区	太田 昭宏	(公明・前) [当選]
東京第13区	鴨下 一郎	(自民・前) [当選]
東京第14区	松島みどり	(自民・前) [当選]
東京第15区	柿沢 未途	(希望・前) <比例区当選>
東京第15区	秋元 司	(自民・前) [当選]
東京第16区	大西 英男	(自民・前) [当選]
東京第16区	初鹿 明博	(立憲・前) <比例区当選>
東京第17区	平沢 勝美	(自民・前) [当選]
東京第18区	土屋 正忠	(自民・前) [当選]
東京第18区	菅 直人	(立憲・前) [当選]
東京第19区	松本 洋平	(自民・前) <比例区当選>
東京第19区	末松 義規	(立憲・元) [当選]
東京第20区	木原 誠二	(自民・前) <比例区当選>
東京第21区	小田原 潔久	(自民・前) [当選]
東京第21区	長島 昭久	(希望・前) [当選]
東京第22区	伊藤 達也	(自民・前) [当選]
東京第22区	山花 郁夫	(立憲・元) <比例区当選>
東京第23区	小倉 將信	(自民・前) [当選]
東京第24区	萩生田 光一	(自民・前) [当選]
東京第25区	井上 信治	(自民・前) [当選]

以上、33名(敬称略・順不同)

<注>

*【当選】：小選挙区で当選した推薦候補者(22名)

*<比例区当選>：小選挙区では当選に至らなかったが、重複立候補した比例区(東京)で当選した推薦候補者(9名)

*ー：当選には至らなかった推薦候補者(2名)

(文中の党派は投票日現在)

「関係省庁との勉強会」実施

本連盟各種会合、精力的に

本連盟は今秋の税制改正の動向を注視しながら、「関係省庁との勉強会」「税制改正要望フォーラム2017」や「各党との朝食懇談会」の開催など、要望実現に向けて各種会合等を精力的に行っていく。また、組織問題では、規約改正推進特別委員会を設置し、単位税政連規約ひな形および本連盟の規約の改正を検討していく予定である。

一般税制改正を含む税制改正全般、中小企業政策に関する税制改正に関する要望等について、この勉強会の動向の説明を通して、この勉強会の狙いを説明した。また、出席してい

る税理士に対しては、「今までの人は、つまりの税制、生産性の税制などについて、「その改正の動向に関する勉強会は、これまでの人で伺いたい」と語り利用度はどうなの

か、利用しやすいかどうかをきの場で伺いたい」と語り、さらに「水準の高い要望を関係官庁にしていただき、水準の高い査定官庁にしていただけた」と述べた。

統いて、本連盟が東京税理士連盟が東京税理士連盟の意見書をもとに作成している税制改正に関する要望等について、それ

大変幸いです」と述べた。

続いて、本連盟が東京税理士連盟の意見書をもとに作成している税制改正に関する要望等について、それ

大変幸いです」と述べた。

なお当日は、東京税理士連盟の会から西村会長始め副会長、専務理事、東京税理士連盟各支部法対策委員長回答があった。

なお当日は、東京税理士

定期大会 渡邊会長挨拶(要旨・抜粋)

会とともに歩む、支える税政連の存立の危機であると考えている。

そのよなことから、昨年は、東税政の規約あるいは各単位税政連(規約)の改正・償却資産税、それからひな形を改正するため、P

Tを立ち上げ、原則的には承継制等々の更なる改正を求めていく。

ところで税政連では会費納入者の減少が問題となっている。ここ数年単位税政連の会員数が減少だったものが昨年度は4名増え、若干下げ止まりというより上昇の反転攻勢の部分があるからなどと思っている。しかし、(東京税理士会の)会員数も増えているため、税政連の組織率としては40%を切っている。

これらの問題は、税理士の会員である」とすべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案にすればまだ皆で議論を行わなければならない。それも含めて、今年度は規約改正推進特別委員会をつくり、単位税政連だけではなく、支部にも協力ををお願いし、ひな形の改正に取り組もう。

東税政は、東京25選挙区で合計33名を推薦し、今年度の活動計画は、税理士会の会員である」とすべきとの答申を受けた。

東京会の応援を受け、車両輪としての姿を見ていただき、東税政の活動に参

うことを、是非伝えてい

ただきたい。

関係省庁との勉強会などを

開いていただきたい。

今の状況を確認しここでいろいろな議論を得て、

支部単位税政連で議論を

高めて、税政連が必要だと

思っている。

事業として行うことになっ

てはならない。

そのためには、

議員の賛成が必要である。

今年度は9月6日、7日に行つた。自民党的税制調査会がこれからといふところ

で衆議院が解散となつた。

本連盟は、東京税理士会の意見書に基づき、前年度は重要項目を3項目に絞つた。消費税の複数税率はやめ、単一税率にすることが、またインボイスについても導入反対を要望している。

この結果、例えは税理

士法改正では、公認会計

士会ともに歩む、支える税政連の存立の危機であると考えている。

そのよなことから、昨

年は、東税政の規約あるい

は各単位税政連(規約)の改正・償却資産税、それからひな形を改正するため、P

Tを立ち上げ、原則的には承継制等々の更なる改正を求めていく。

ところで税政連では会費

納入者の減少が問題となっ

ている。ここ数年単位税政

連の会員数が減少だったも

のが昨年度は4名増え、若

干下げ止まりというより上昇の反転攻勢の部分がある

からなどと思っている。しかし、(東京税理士会の)会員数も増えているため、税政連の組織率としては40%を切っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とすべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案にすればまだ皆で議論を行わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とすべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士

の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

これらの問題は、税理士の会員である」とるべきとの答申を受けた。

ただ、答申を規約改正案に

すればまだ皆で議論を行

わなければならない。そ

れらも含めて、今年度は規

約改正推進特別委員会をつ

くり、単位税政連だけでは

く支部にも協力ををお願い

し、ひな形の改正に取り組

もう増えているため、税政連

の組織率としては40%を切

っている。

「固定資産税の検討」 ～償却資産税を中心として～

1 はじめに

早いもので、今年も12月が近づいてきた。12月になると毎年10日前後に次年度の税制改正大綱が発表される。先の衆議院議員選舉において自由民主党が大勝しているため、これまでの政策が推し進められるものと思われ、税制面においても大きな変化はなさそうに思われる。そのため平成30年度の税制改正大綱においても、改正要望に対する大きな進歩はあまり期待できない。そのような状況下においても、東京税理士政治理連盟が長年要望してきた「償却資産に係る固定資産税を抜本的に見直すこと」については、改正に少々期待が持てそうである。そこで本稿では、固定資産税について償却資産税を中心に検討してみることにする。

の税の附加税を統合して導入されている。

固定資産税は、固定資産の資産価値に着目し、所有していることを担税力として課税される物税（財産税）としての性格を有している。また固定資産税は、行政サービス提供の対価として益税の性格も有している。

固定資産税の課税客体は、固定資産であり、固定資産とは、土地、家屋及び償却資産を総称する（地法34条①、34-1条①）。

課税団体は固定資産の所在する市町村であり、東京都の特別区（23区）については、東京都となる（地法342条①）。

納稅義務者は、毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の所有者であり、「固定資産課税台帳」（土地については登記簿又は土地権利、償却資産課税台帳）に所有者は登記簿又は家屋供充課税台帳、償却資産については登記簿又は家屋供充課税台帳、償却資産については登記簿又は家屋供充課税台帳）に所有者として登録されている者をいう（地法343条①②）。

は、原則として固定資産課
税台帳に登録された固定資
産の価格である（地法34
9、349の2）。この価
格は、総務大臣が告示した
固定資産評価基準に基づい
て計算され、市町村長が決
定をする（地法3881）、
403①）。

固定資産税の標準税率は
1・4%であり、固定資産
税は課税標準額に税率を乗
じて計算される（地法320
0①、741）。以前は制
限税率（2・1%）が設け
られていたが、市町村の課
税自主権を尊重する観点か
ら、平成16年度に廃止をさ
れている。

総務省の資料によると平
成29年度の地方財政計画で
は、固定資産税の税率は約
8・9兆円とされ、地方税
収全体の22・7%、市町村
税収全体の42・1%を占
め、地方税における単独の
税率では最も大きなウェー
トとなっている。

そのため固定資産税は、
財政の厳しい市町村にどう
して基幹税としての役目を果
たしており、今後も安定的
な財源として期待をされて

3 債却資産税の概要

償却資産税は固定資産の一つであり、「償却資産」に対して課税が行われる。償却資産とは、土地及び屋以外の事業の用に供することができる資産をいい、鉱業権、漁業権、特許権の他の無形減価償却資産除かれる。(地法341四)

また償却資産については、減価償却費が法人税や所得税法の規定による得の計算上損金又は必要と費用に算入されるもので、額減価償却資産でないものとされている(地法341四)。

ただし相続特別措置法規定による取得価額30万未満(取得価額合計300万円まで)の中企業者との特例を適用して損金算出した資産は、固定資産税における少額減価償却資産は該当しない。

固定資産税に関しては、産ごとに免稅点が定められており、償却資産について「150万円」とされている(地法341)。よって、知資産の合計額が150万

上等特別な必要がある場合に、財産税の課税対象には、市町村の条例によれば、150万円に満たない場合は固定資産税が課されることがある。

土地や家屋については事業用、非事業用を問わず固定資産税の課税対象となるが、償却資産については、「事業の用に供するもの」のみが固定資産税の課税対象となつてゐる。

（2）償却資産税の課題
固定資産税は賦課課税方式により課税が行われる。ただし償却資産税についての少額資産の損金算入特例が可能であるが、償却資産税ではこれらは適用されない。
（3）償却資産税の課題
該当資産の申告をするところは、土地や家屋と異なり、毎年、翌年1月31日までに載したように国税と償却資産税には微妙な差があるため、事業者は決算時の申告と償却資産税としての申告を行ふ。2度の手間が必要になつてくる。これを防ぐためには、賦課期日を決算日に合わせるということを考えられる。ただしこの場合によつては、決算日の異なる法人間で償却資産の売買をした場合、償却資産税の二重課税や課税漏れの問題が発生しない。

5 おわりに

固定資産税については近々年、評価その他をめぐるトラブルが多い。原因としては様々考えられるが、市町村間における資産の把握、調査手法等の執行体制の差も指摘されている。

固定資産税の一つである償却資産税は賦課方式により課税が行われるが、申告も必要である。土地や建物と異なり、課税対象は事業者の用に供するものに限定されており、事業者が申告を行うが、現行の償却資産税の制度では申告に伴う事務負担が大きく、そろそろ制度を抜本的に見直す時期に来ている。思い切って固定資産税からの切り離しなども含めて検討すべきと考える。

（政策副委員長・奥田よし子）

「当面の問題」
シリーズ

122

また償却方法も異なり、のままとし、賦課期日から

のままとし、賦課期日から

ずっと安心するために、マイナシパーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格

税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット

月額



(ソフト保守料・電話サポート込み)

*別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。



第3号議案

国等では大統領が交代し、アメリカ、フランス、韓国等は政局が頻繁に変動する。我が国においても、衆議院議員の任期が平成30年12月13日までとなり、解散総選挙をはらみながらの緊張した国会運営が続くことになると思われる。

このような状況下における平成30年度税制改正に向けての喫緊の課題として、消費税の複数税率制度とインボイス制度導入の見直し」「所得税の人的控除及び控除方式の見直し」「中小法人に対する繰越欠損金控除制限及び外形標準課税の不適用」「償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し」「マイナンバー制度における個人事業者番号の導入」が挙げられる。

特に、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮は、複数税率制度の導入ではなく、単一税率の維持による給付措置により行うべきである。本連盟では從来より希望を行っている。法施行まで残り約2年となつた現在において、インボイス制度導入に伴う事務コスト負担や免税事業者排除の問題とともに、より強く見直しの運動を行っていくかなければならない。

一方、東京税理士会においては、税理士制度が、次世代を担う若年層にとってさらに魅力ある制度として

将来にわたり維持・発展できるよう、あるべき税理士制度の構築に向けた検討が進められている。本連盟としても東京税理士会の求めに応じ、必要な施策を講じていく必要がある。

なお、災害関連税制については、平成29年度税制改正において、災害関連税制の恒久化が行われたが、より一層の税制面からの迅速な被災者支援を可能とするための税制の確立に向けた運動を行う。

本連盟は、このよくな社会情勢を踏まえて、税理士の社会的・公共的使命を自覚しつつ、税理士に対する社会的評価の向上をめざし、東京税理士会及び単位税政連並びに国会議員等後援会との連携を図り、納税者及び中小企業とともに次に掲げる運動方針を強力に推進する。

1. 社会の要請する国民のための税理士制度の確立
2. 憲法の理念に立脚した公平な租税制度の確立
3. 納税者の声が反映され税制の確立
4. 租税立法手続の透明性の確保
5. 税務行政における適正手続の確立
6. 中小企業のための企業法制の確立
7. 税理士の公益的業務への参画
8. 社会の変動に対応した税政連の組織及び運動の確立
- 二 重点運動
- 上記の運動方針に基づく

第5号議案

平成29年度収支予算決定の件

平成29年度収支予算（案）

(収入の部)						(単位：円)
科目区分	科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘要	
会 費	会 費	48,086,500	47,839,000	247,500	平成29年度会費	
寄 付 金	寄 付 金	4,500,000	4,800,000	△300,000	税政連サポート募金	
	日税政助成金	340,000	1,296,300	△956,300	日本税理士政治連盟からの助成金	
事 業 収 入	機関紙広告料	12,787,200	9,033,600	3,753,600	東税協、東税データ他	
	受託事業収入	3,000,000	1,500,000	1,500,000	受託事業企画運営費	
	資料頒布収入	0	1,353,000	△1,353,000	資料頒布収入	
	その他事業収入	1,950,000	2,000,000	△50,000	大会懇親会祝金、朝食懇談会会費等	
	事業収入計	(17,737,200)	(14,493,600)			
雜 収 入	雜 収 入	1,000	2,000	△1,000	受取利息ほか	
当期収入合計		70,664,700	67,823,900	2,840,800		
前期繰越金		10,746,200	12,331,943	△1,585,743		
収入合計		81,410,900	80,155,842	1,255,057		

第4号議案

平成29年度組織活動方針決定の件

第5号議案 平成29年度収支予算決定の件					
平成29年度収支予算（案）					
平成29年7月1日から平成30年6月30日まで					
(収入の部)					(単位：円)
科目区分	科 目	予 算 額	前年度予算額	増減	摘要
会 費	会 費	48,086,500	47,839,000	247,500	平成29年度会費
寄 付 金	寄 付 金	4,500,000	4,800,000	△300,000	税政連サポート募金
	日税助成金	340,000	1,296,300	△956,300	日本税理士政治連盟からの助成金
事業収入	機関紙広告料	12,787,200	9,033,600	3,753,600	東税協、東税データ他
	受託事業収入	3,000,000	1,500,000	1,500,000	受託事業企画運営費
	資料頒布収入	0	1,353,000	△1,353,000	資料頒布収入
	その他事業収入	1,950,000	2,000,000	△50,000	大会懇親会祝金、朝食懇談会会費等
	事業収入合計	(17,737,200)	(14,493,600)		
雜 収 入	雜 収 入	1,000	2,000	△1,000	受取利息ほか
当期収入合計		70,664,700	67,823,900	2,840,800	
前期繰越金		10,746,200	12,331,943	△1,585,743	

平成29年度組織活動方針

決定の件

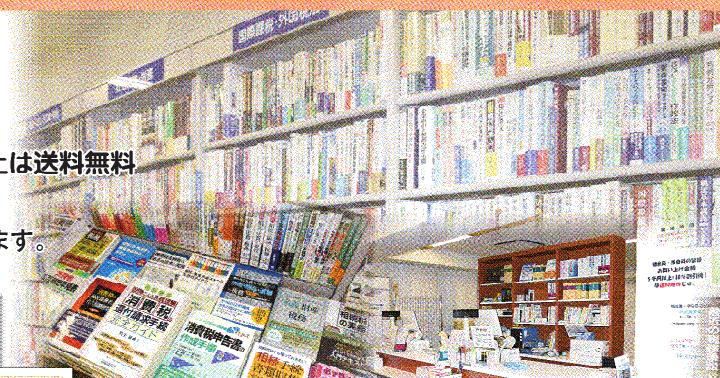
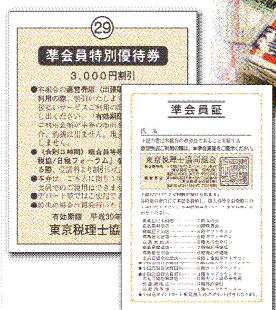
解説	行効指能納び脱支絡	三、組織委員会
		1. 本連盟の更なる組織強化のため、単位税政連の会員の増強及び活動の充実を図る。
		2. 税理士法人及び税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士への加入勧奨を行う。
		3. 東京税理士会、支部及び単位税政連との一体的活動を図るために諸施策を検討し、その連絡調整を行う。
		4. 単位税政連会長・幹事長合同会議及びアロック別単位税政連会議を主宰する。
		5. 証票交付式において新規登録者に対し、税政連への加入勧奨を行う。
		6. 財務委員会と連携して、会費及びサポート募金の円滑な収納を図る。
	四、国対委員会	
	1. 本年度の運動方針に基づき、本連盟の施策実現のための必要な政治活動を行う。	
	2. 税理士制度の更なる発展を目指し、納税者のための民主的な税制を確立するため、税理士による国会議員等後援会と連携し、積極的に国会議員等に対し陳情活動を展開し、その実現を図るための活動を行つ。	
	3. 各選挙ごとに本連盟の選挙対策を企画立案し、各単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、選挙の際の応援活動体制の整備及び強化を図る。	
4. 国会議員、地方議会議員等との懇談会を企画実施する。		

税理士業務に関する専門書店
東京税理士会館1階「東税協直営売店」をご利用ください

組合員、準会員には3つの特典

- 1.一部の商品を除き定価の10%割引
- 2.1回のお買上げ金額5千円(10%割引後)以上は送料無料
- 3.代金後払いサービス

組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。
ホームページ・FAXにてご注文ください。



直営売店をご利用の際は **組合員証・準会員証をご提示ください**

直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

税理士会のベストセラー手帳

2018年版 税務手帳

組合員価格
814円(税込)
税込定価905円

お申込み・お問い合わせ先
東税協直営売店
電話03(3354)6141(代)

東税協共栄会業務受託事業

『関与先向け集金代行サービス』のご案内

『集金業務』にお悩みの関与先はいらっしゃいませんか?

東税協共栄会ではNSS日本システム収納株式会社と提携し、

インターネットによる関与先向け口座振替集金代行サービスをご提供しています。

※NSS日本システム収納による所定の審査があります。

[NSS口座振替システム(Eタイプ)導入のメリット]

1.集金率がアップ

安全・迅速な集金により資金計画が立てやすくなります。

2.事務負担が軽減

振込票・領収書の発行や入金の確認作業などの事務負担が軽減できます。
NSSから各金融機関に口座確認手配をいたします。

3.簡単で使いやすい

1件から振替可能です。

インターネットによるデータ入力で請求額の金額変動にも対応可能です。
コールセンターにて操作方法などを丁寧にサポートします。

4.シンプルな料金体系

初期費用・送金手数料は不要、請求のない月は基本料も0円です。

関与先が口座振替を利用開始しますと、
ご紹介いただいた組合員及び準会員には、
1契約毎に20,000円の紹介手数料が支払われます。

『提携10周年記念ありがとうキャンペーン』実施中!!

期間／平成29年4月1日～平成30年3月31日

支所表彰

対象契約／対象期間中に口座振替が
開始された「紹介契約」
表彰基準／件数1～5位の支所に
5～1万円を贈呈

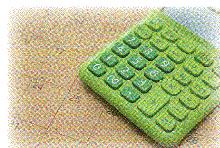
組合員表彰

対象契約／対象期間中に口座振替契約の
契約締結が完了した「紹介契約」
表彰基準／上記対象件数1件につき
記念品(名入れボールペン)を贈呈

請求1回あたりのご利用料金(税別)

100口座未満	35円×請求口座数 + 7,500円
100口座以上	110円×請求口座数

請求口座数	ご利用料金	1口座当たり単価
30	8,550	285
50	9,250	185
80	10,300	128



<お問い合わせ> NSS日本システム収納株式会社 TEL 0120-700-676 口座システムの詳細はWebで [日本システム収納](#) 検索

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-6

東京税理士協同組合会館

TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

東京税理士会館 1階

TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

